加 農 第 1807 号 令 和 7 年 9 月 9 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

加古川市長

市町村名	加古川市							
(市町村コード)	(28210)							
地域名		平荘町東磐地区						
(地域内農業集落名)		(東磐)						
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年8月26日						
		(第1回)						

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

【現状】

本地域では、地域農業の担い手として認定農業者である農事組合法人加古川種子生産組合を中心に水稲の種子生産に取り組んでいる。

【課題】

高齢化が進み後継者不足が問題となるなか、農地をどのように継続して耕作していくかが課題である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲の種子生産を主要作物とし、種子の安定的な生産のために、今後も農事組合法人加古川種子生産組合が中心となって耕作する。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

区	域内の農用地等面積	20.9 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20.9 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

- 注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。
- 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項
 - (1)農用地の集積、集約化の方針

農事組合法人加古川種子生産組合を核とした農地の集積・集約化を推進しつつ、個人農家と連携した柔軟な対応により、地域全体で効率的な営農体制を確立する。

(2)農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構を活用する場合は、所有者の貸付意向時期に配慮しながら、耕作者への経営意向を踏まえ、 段階的に集積・集約化する。

(3)基盤整備事業への取組方針

農地の基盤整備済み。(平成11年度)

(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針

農事組合法人加古川種子生産組合を核としつつ、個人農家や将来的な就農希望者も含めた多様な経営体の参画を確保・育成し、地域一体で農地の維持と種子生産の安定化を図る。

(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

近隣地区で農業支援サービス事業等を実施している事業者はいない。基本は地域内の協力体制を優先しつつ、 将来的な担い手不足に備え、農業支援サービス事業者等の補完的な活用を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

①鳥	獣被害防止対策	(2	②有機・減農薬・減肥料	③スマート農業	④畑地化·輸出等	⑤果樹等
6燃	料•資源作物等		⑦保全・管理等	8農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】